



令和3年度予算(案)においては、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるなか、歳入の保険料は減少を見込む一方、歳出の国保事業費納付金は増加を見込むこととなりました。このことから、国民健康保険特別会計における財源確保が課題となりましたが、コロナ禍の社会情勢を踏まえ、臨時的に、その他繰入(一般会計からの赤字補てん)を実施することとし、国保財政は厳しさを増すものとなっています。

次のページから、令和3年度予算の見通しについてご説明いたします。

●歳入歳出予算

令和3年度予算の見通し

(単位：百万円)

歳 入			歳 出		
	令和3 年度	令和2 年度		令和3 年度	令和2 年度
国民健康保険料	2,857	3,020	保険給付費	9,750	9,772
県支出金	9,860	9,875	国保事業費納付金	3,654	3,614
繰入金	1,121	937	保健事業費	145	145
その他の収入	47	46	その他の支出	336	347
計	13,885	13,878	計	13,885	13,878

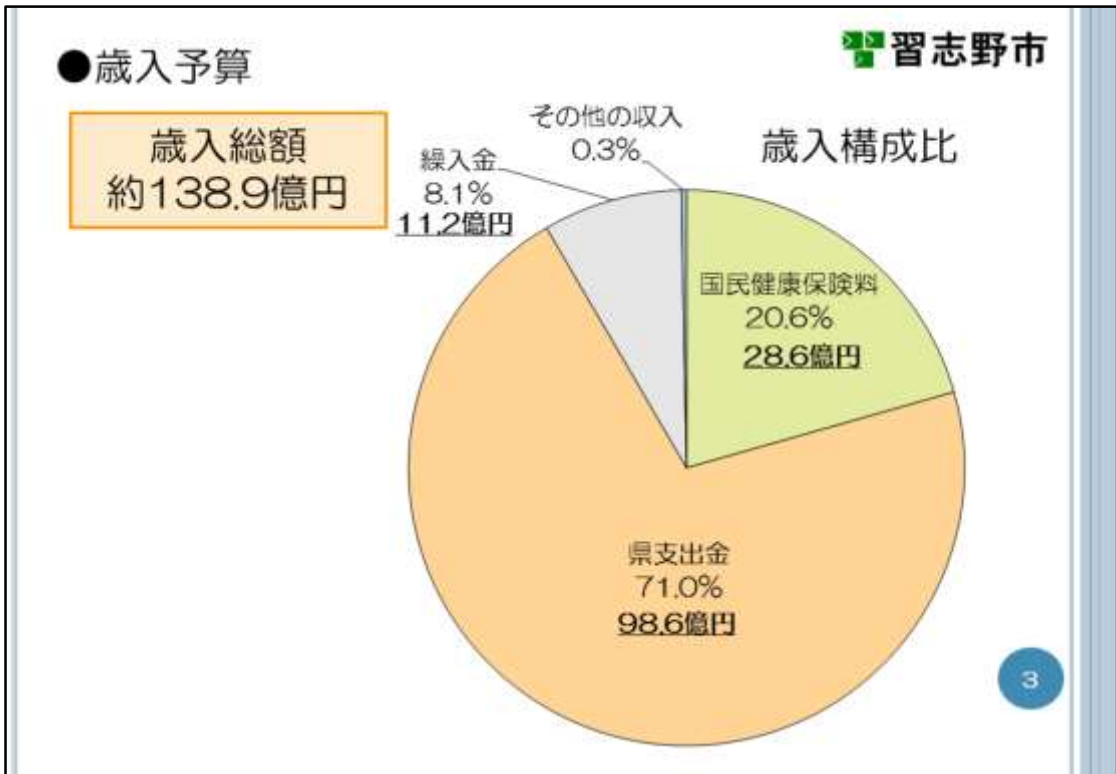
※被保険者数は29,200人を見込んでいる。  
(前年度予算対比600人、2.0%減)

歳入歳出予算の総額は、前年比7百万円、0.1%増の、138億8千5百万円としています。

国民健康保険料(青枠部分)は、被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少等を見込み、前年比1億6千3百万円、5.4%減の、28億5千7百万円を見込んでいます。

保険給付費及び国保事業費納付金(赤枠部分)は、被保険者数が減少する一方、1人あたりの負担額が増加することにより、金額の前年比では小さい変動にとどまっています。

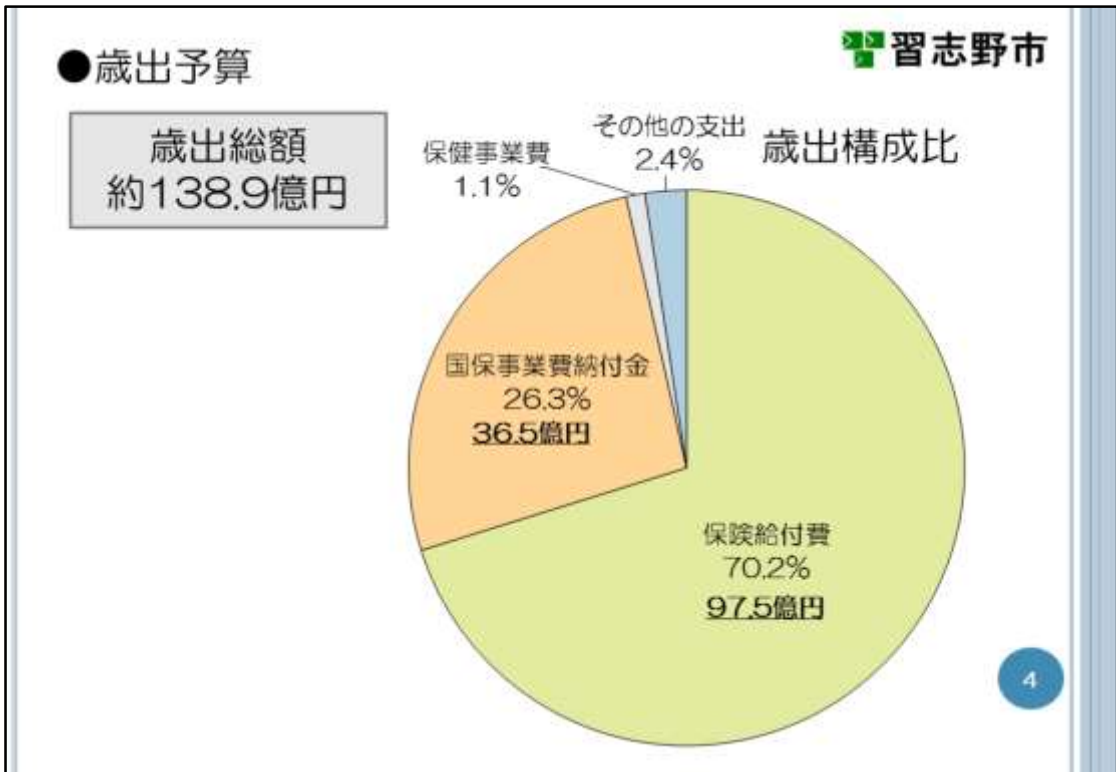
繰入金(紫枠部分)は、前年比1億8千4百万円、19.7%増の、11億2千1百万円としています。これは主に、一般会計からの赤字補てんである、その他繰入金を計上したことによるものです。



保険料の構成比は20.6%で、千葉県全体の国保運営に必要な費用として徴収するものです。

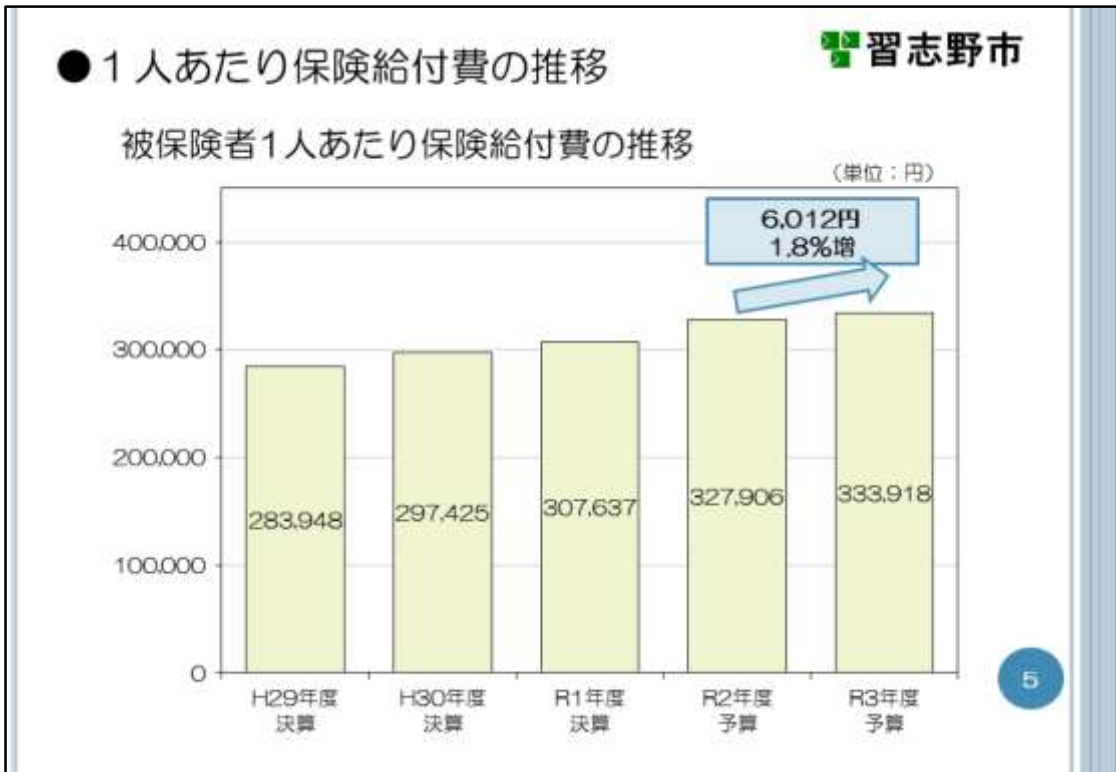
県支出金の構成比は71.0%で、保険給付費の財源として千葉県から交付される普通交付金や、保険者の取組に応じて交付される特別交付金(保険者努力支援分)等です。

繰入金の構成比は8.1%で、保険料軽減の財源となる保険基盤安定繰入金  
の他、一般会計からの赤字補てんである、その他繰入金等が含まれます。



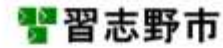
保険給付費の構成比は70.2%で、医療費の保険者負担分(7割分等)や、高額療養費等が含まれています。

国保事業費納付金の構成比は26.3%で、保険料等を財源に、千葉県全体の国保運営に必要な費用を、千葉県に納めるものです。



被保険者1人あたりの保険給付費は、前年比6,012円、1.8%増の333,918円を見込んでいます。

## ●国保事業費納付金



令和3年1月8日付けて、  
千葉県から、確定係数による試算結果（速報値）が示された。

（単位：千円）

国保事業費納付金				
	令和3年度	令和2年度	増減	増減率
医療分	2,441,223	2,416,649	+24,574	+1.0%
後期高齢者支援金分	882,799	872,835	+9,964	+1.1%
介護納付金分	329,501	324,738	+4,763	+1.5%
計	3,653,523	3,614,222	+39,301	+1.1%

6

令和3年1月8日付けて、千葉県から、確定係数による試算結果（速報値）が示されました。

令和3年度の国保事業費納付金は、前年比3千930万1千円、1.1%増の、36億5千352万3千円です。医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の、各区分で増加しています。

## ● 1人あたり国保事業費納付金の推移

習志野市



被保険者1人あたりの国保事業費納付金は、前年比3,838円、3.2%の増の、125,121円を見込んでいます。

## ●国保事業費納付金

習志野市

### 増加要因

#### 医療分

千葉県全体の医療費の増加に伴う、1人あたり保険給付費の増加  
〈千葉県推計（一般被保険者分）〉  
(R2見込) 298,897円→(R3見込) 303,121円

#### 後期高齢者支援金分

後期高齢者の医療費の増加に伴う、1人あたり負担見込額の増加  
〈国による確定係数〉  
(R2算定) 63,078円→(R3算定) 63,674円

#### 介護納付金分

介護給付費の増加に伴う、1人あたり負担見込額の増加  
〈国による確定係数〉  
(R2算定) 75,720円→(R3算定) 80,133円

8

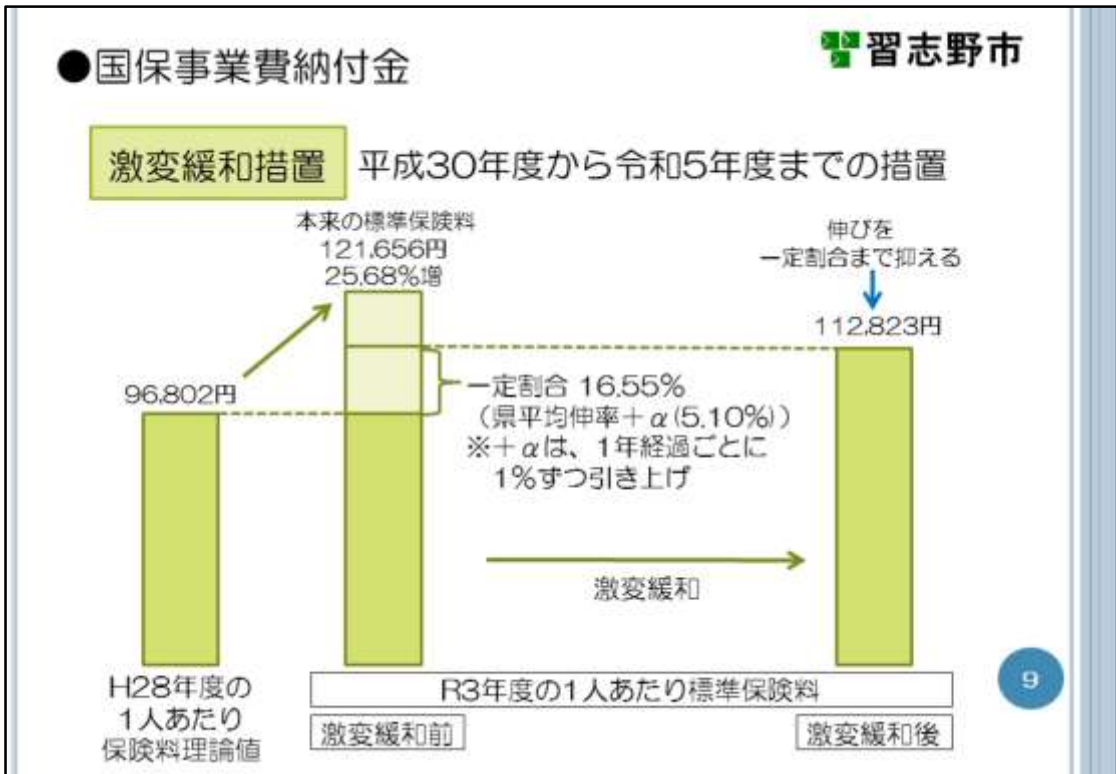
各区分の増加要因をご説明いたします。

医療分は、千葉県全体の医療費の増加に伴う、1人あたり保険給付費の増加が見込まれることによるものです。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えが起きたことから、4月・5月は前年同月比で大幅に減少しましたが、その後は持ち直しの傾向が見られます。令和3年度は、千葉県において、受診控えが収まった場合にも対応できる予算としています。

後期高齢者支援金分は、後期高齢者に係る医療費の増加に伴い、1人あたり負担見込額が増加したことによるものです。

介護納付金分は、介護給付費の増加に伴い、1人あたり負担見込額が増加したことによるものです。





激変緩和措置は、国保の都道府県化に伴い、国・県が導入した仕組みです。

国保の都道府県化により、市町村間の保険料負担を平準化する仕組みが導入されましたが、都市部などの、保険料負担が比較的小さい一部保険者では、平準化により急激な負担増を引き起こすことが想定されました。これを避けるために、負担の増加幅を緩やかにする、激変緩和措置が設けられました。

令和3年度の本市の状況としては、本来は1人あたりの標準保険料が121,656円となるどころ、激変緩和措置により、112,823円にまで抑えられています。その分、本市が千葉県に納める、国保事業費納付金の金額が抑えられるという仕組みです。

今後、激変緩和措置は段階的に縮小されていくため、本来の納付金負担に徐々に近づいていくことが想定されます。それに伴い、保険料率の改定などの、財源確保を図っていく必要があります。

## 収支不足は約2億円

令和3年度予算においては、  
新型コロナウイルス感染症による  
経済情勢の悪化により、  
保険料収入の減少が見込まれるなか、  
1人あたり国保事業費納付金の増加等により、  
約2億円の収支不足が見込まれる。

10

新型コロナウイルス感染症による経済情勢の悪化により、保険料収入は減少することが見込まれる一方、千葉県から示された国保事業費納付金は増加となりました。法定外繰入(その他繰入)を除く令和3年度の収支は、約2億円の不足が見込まれます。

次のスライドから、その要因と対応についてご説明いたします。

## 収支不足の要因

- ① 1人あたり国保事業費納付金の増加  
約 1億1千万円
- ② 社会情勢の変化に伴う  
所得の減少、収納率の減少見込  
約 6千万円
- ③ その他収入の変動 約 3千万円

収支不足の要因として、①1人あたり国保事業費納付金の増加(6~9スライド目で説明)で約1億1千万円、②新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得の減少と収納率の減少で約6千万円、③その他の収入の変動により約3千万円を見込んでいます。

## 収支不足への対応

### ○その他繰入等（赤字補てん）の実施

納付金の増加等に対しては保険料率を引き上げるのが原則であるが、コロナ禍の社会情勢を踏まえ、

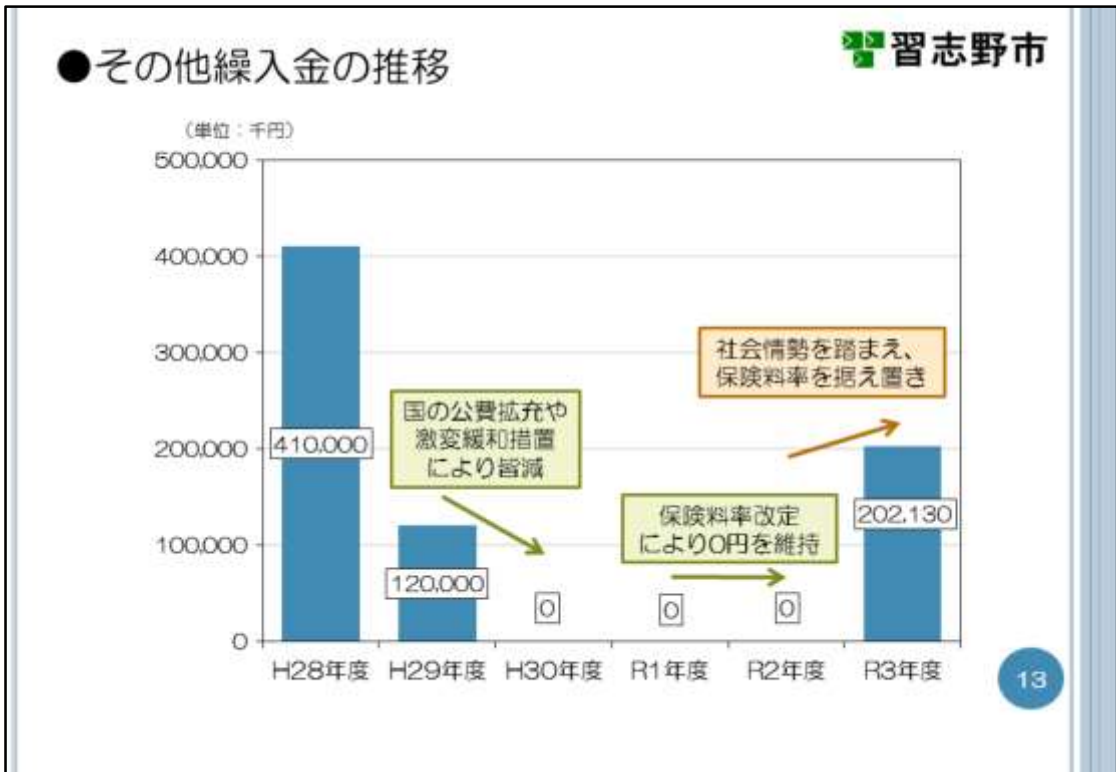
保険料率は据え置きとし、

その他繰入を特例的に実施することで、

令和3年度の被保険者の保険料負担を抑制する。

令和3年度は、収支不足への対応として、その他繰入（一般会計からの赤字補てん）を特例的に実施することとしています。

国民健康保険は、相互扶助として運営する地域保険であり、国保事業費納付金によって生じる必要な支出等に対しては、保険料率の改定によって対応することが原則とされています。しかしながら、コロナ禍の社会情勢を踏まえ、令和3年度は保険料率は据え置きとし、収支不足に対してはその他繰入（一般会計からの赤字補てん）を特例的に実施することで、被保険者の保険料負担を抑制することとしました。



その他繰入金の推移は、上のグラフのとおりで、平成30年度以降、制度改正や保険料率の改定により、0円を維持してきたところです。

令和3年度は、コロナ禍の社会情勢を踏まえ、被保険者の保険料負担を抑制するため、特例的に約2億円を予算計上することとしています。

今後は、その他繰入金を再び解消することが課題となります。また、解消にあたって保険料負担が急増する場合は、段階的な削減を図っていく必要があります。

## ● 1人あたり保険料の推移

習志野市

### 被保険者1人あたり保険料の推移

(単位：円)



14

被保険者1人あたりの保険料は、前年比1,119円、1.1%減の、101,362円を見込んでいます。

その他繰入金を特例的に計上することにより、保険料率は据え置きとしています。

●標準保険料率との比較 習志野市

令和3年度標準保険料率

	都道府県 標準保険料率	市町村 標準保険料率	市町村標準保険料率 (市町村算定方式)	本市 保険料率
所得割率	11.48% (+0.28%)	10.84% (Δ0.36%)	11.75% (+0.55%)	11.2%
均等割額	71,306円 (+23,306円)	67,026円 (+19,026円)	50,883円 (+2,883円)	48,000円
平等割額	0円 (Δ12,500円)	0円 (Δ12,500円)	12,763円 (+263円)	12,500円

※ ( ) 内は、本市保険料率との差

15

標準保険料率は、千葉県が算定するもので、その他繰入等をしない前提で、本市が国保事業費納付金等を支払うために必要と考えられる保険料率を指します。

赤枠部分の「市町村標準保険料率(市町村算定方式)」と本市保険料率との比較では、標準保険料率の方が高く、所得割率で0.55%、均等割額で2,883円、平等割額で263円の差が生じています。

「市町村標準保険料率(市町村算定方式)」は、各市町村が実際に採用している賦課割合に基づいたときの保険料率で、比較対象として最も参考となるものです。

なお、一番左の列の「都道府県標準保険料率」は、千葉県内全体で保険料率を統一した場合の保険料率です。その右隣の「市町村標準保険料率」は、市町村ごとの納付金等に応じて、標準的な賦課割合で率・額を配分し算定したときの保険料率です。

● 令和3年度における主な制度改正  
(給与所得控除等の見直し)

税制改正に伴い、令和2年中の収入から、  
給与所得控除等の一部を、  
基礎控除に振り替える変更が行われます。  
これに伴い、  
国民健康保険料の計算方法も変更となります。



※個人事業主等においては、基礎控除+10万円のみ影響となり、  
保険料負担の減少に繋がります。

16

令和3年度の主な制度改正としては、保険料について、給与所得控除等の見直しが反映されます。これは、「働き方改革」を後押しする国の税制改正に伴うもので、令和2年中の収入から、給与所得控除等の一部が基礎控除に振り替わるものです。

保険料の算定においては、まず収入から給与所得控除等を差し引いた後、基礎控除(現行33万円、改正後43万円)を差し引いた額が基準額となります。

今回の制度改正において、給与所得者等は、基礎控除が10万円引き上がる一方、給与所得控除等が一律10万円引き下がるため、保険料への影響はありません。

影響を受けるのは、個人事業主等の被保険者であり、基礎控除の10万円引き上げのみが影響することで、保険料負担の減少に繋がることとなります。



● 令和3年度における主な制度改正  
(給与所得控除等の見直し)

国民健康保険料への影響額  
令和2年度加入者の所得情報をもとに推計

影響のある 被保険者数	影響額	1人平均 影響額
1,188人	13,011千円	11千円

保険料が減少

本市保険料に対する影響としては、影響を受ける被保険者数は1,188人、影響額は1千301万1千円程度と見込んでいます。1人平均影響額は1万1千円です。(令和2年度加入者の所得情報をもとに推計)

●令和3年度の取組

- ・特定健康診査とがん検診の同時実施

集団健診＋肺がん検診

被保険者の健康の保持増進を図るため、従来の、前立腺がん検診等の同時実施に加えて、集団健診（年4回実施予定）のうち1回で、肺がん検診を同時に受診できるようにします。

- ・レセプト点検の効率化

オンライン資格確認の活用

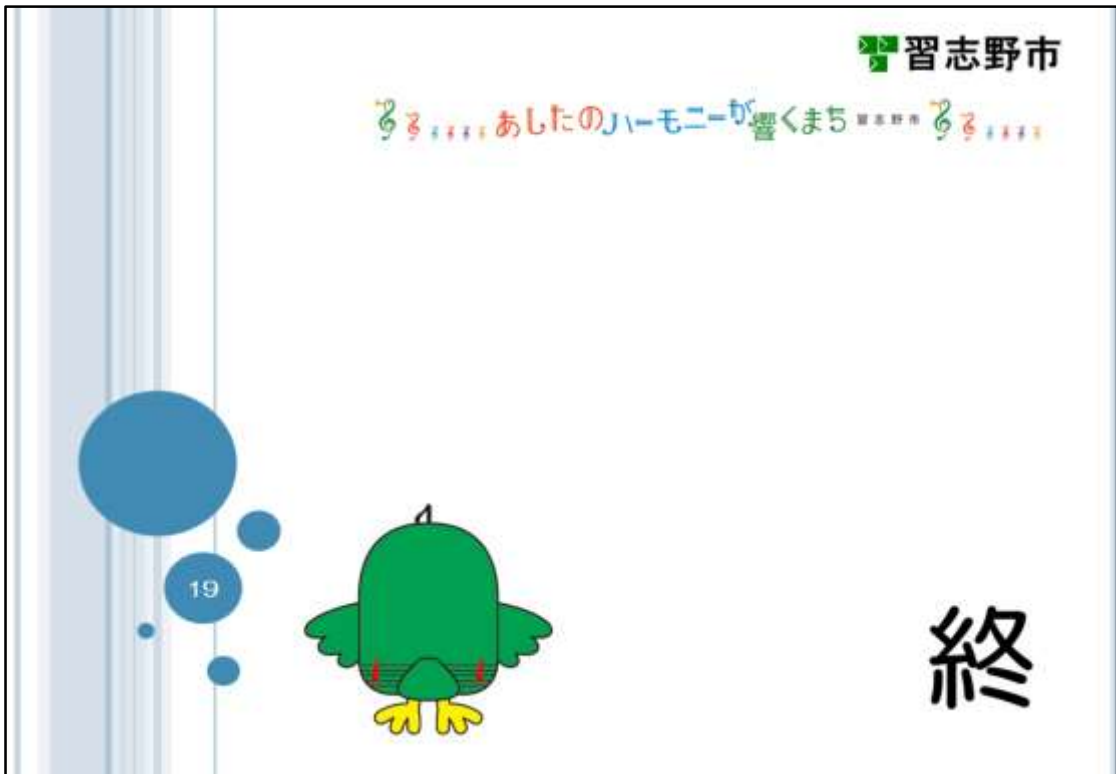
オンライン資格確認による資格情報をもとに、令和3年9月診療分のレセプトから、保険者間のレセプト振替が実施されます。適切に対応し、保険者負担の適正化を図ります。

18

最後に、令和3年度の取組をご説明いたします。

・被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健診の受診率向上とあわせて、がん検診の受診率向上が求められているところです。令和3年度は、従来の、特定健診と前立腺がん検診等の同時実施に加えて、集団健診（年4回実施予定）のうち1回で、肺がん検診を同時に受診できるようにします。

・令和3年3月から実施されるオンライン資格確認においては、資格情報を活用したレセプト点検の効率化も期待されています。令和3年9月から、オンライン資格確認による資格情報をもとに、国保連が保険者間のレセプト振替を実施する予定です。保険者として、この処理に適切に対応し、保険者負担の適正化を図っていきます。



以上が、令和3年度国民健康保険特別会計予算の見通しについてのご報告となります。